

(10) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第 36 条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

事業予定地及び周辺における環境の保全を目的とする法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表 2-2-2.21 に示す。

表2-2-2.21 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無	
			事業予定地	周辺
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域 (SOx)		
	水質汚濁防止法	指定地域		
	瀬戸内海環境保全特別措置法	関係府県の区域		
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	
	森林法	保安林	×	
	京都府環境を守り育てる条例	京都府自然環境保全地域 京都府歴史的な自然環境保全地域	×	×
京都府立自然公園条例	京都府立自然公園	×	×	
土地利用	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域		
	都市緑地保全法	緑地保全地区	×	×
	都市計画法	用途地域 (風致地区)	×	×
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
		重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区	×	×
	文化財保護法 京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定有形文化財、京都府指定有形民俗文化財、京都府指定史跡、京都府指定名勝、京都府指定天然記念物、文化財環境保全地区	×	
		京都府登録有形文化財、京都府登録有形民俗文化財、京都府登録史跡、京都府登録名勝、京都府登録天然記念物	×	
その他	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹、保存樹林	×	×
	生産緑地法	生産緑地	×	
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域		
	工業用水法	地下水採取規制地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取規制地域	×	×
	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	第 2 種規制地域		
	砂防法	砂防指定地	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×		

大気汚染防止法

本法は、工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施等を推進し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。

事業予定地を含む城陽市は、特定工場等に対する硫黄酸化物の総量規制区域として指定されている。

水質汚濁防止法

本法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としている。

事業予定地を含む城陽市は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係ある地域として指定されている。

瀬戸内海環境保全特別措置法

本法は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全に関して特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。

事業予定地を含む城陽市は、瀬戸内海の環境の保全に関係ある地域（関係府県の区域）として指定されている。

自然公園法

本法は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。

事業予定地周辺では、北側に位置する宇治川周辺が琵琶湖国定公園の一部に指定されている。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

本法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。

鳥獣保護区等の位置図を図 2-2-2.11 に示す。事業予定地周辺では、北東側に位置する末山・くつわ池自然公園の廻りが鳥獣保護区に指定されている。

森林法

本法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。

事業予定地周辺では、北東側に位置する末山・くつわ池自然公園の廻りが保安林に指定されている。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律

本法は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的としている。

近郊緑地保全区域図を図 2-2-2.12 に示す。事業予定地を含む地域は近郊緑地保全区域に指定されている。

文化財保護法

本法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する

とともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。

事業予定地周辺では、南西約 3km に、京都府決定の旦椋神社文化財環境保全地区及び京都府登録有形文化財（建造物）である旦椋神社本殿がある。

生産緑地法

本法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

生産緑地の位置については、宇治市南部が前出の図 2-2-2.6 に示すとおりであり、城陽市内の長谷川周辺が図 2-2-2.13 に示すとおりである。事業予定地周辺では、木津川の河川近くの一部が生産緑地に指定されている。

国土利用計画法

本法は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

事業予定地を含む地域は都市地域（市街化調整区域）に指定されており、周辺では森林地域や自然公園地域が指定されている。

城陽市地下水採取の適正化に関する条例

本条例は、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止して市民福祉の増進に寄与することを目的としている。このなかで、地下水の取水規制が定められ、第 1 種規制地域は公共用水道水源井から 600m 以内、第 2 種規制地域は第 1 種規制地域以外の市の全域に設定され、井戸深度や井戸口径、ポンプ口径等の許可基準が定められている。

事業予定地を含む地域は第 2 種規制地域に指定されており、周辺では長谷川下流付近が第 1 種規制地域に指定されている。

砂防法

本法は、治水砂防上のために、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また砂防設備を整備することを目的としている。

事業予定地周辺では事業予定地の南側一帯が砂防指定地に指定されている。

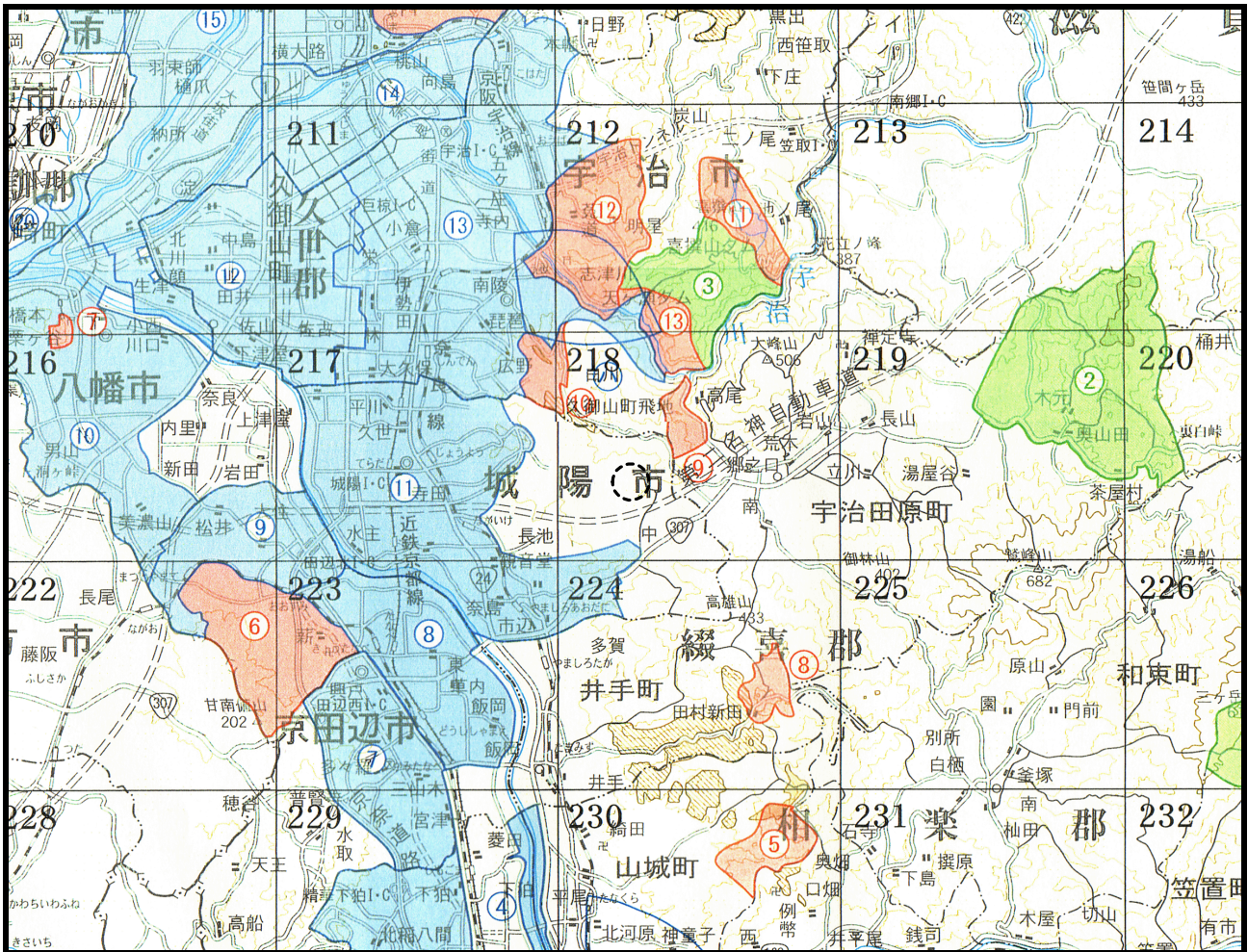
地すべり等防止法

本法は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もって国土の保全を民生の安定に資することを目的としている。

事業予定地周辺では宇治田原町内で地すべり防止区域に指定されている場所がある。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

本法は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、及びその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。

事業予定地周辺では宇治田原町内で急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所がある。



鳥獣保護区	面積(ha)	所在地
⑤ 神童子鳥獣保護区	173	相楽郡山城町
⑥ 甘南備山	600	京田辺市
⑦ 男山	22	八幡市
⑧ 大正池	100	綴喜郡井手町
⑨ 末山	115	宇治田原町
⑩ 折居	100	宇治市
⑪ 喜撰山	205	宇治市
⑫ 三室戸	540	宇治市
⑬ 榎尾山	140	宇治市
銃猟禁止区域	面積(ha)	所在地
④ 精華東部銃猟禁止区域	177	相楽郡精華町
⑦ 多々羅	750	京田辺市
⑧ 京田辺市田辺	857	京田辺市
⑨ 大住・松井	613	八幡市
⑩ 八幡	1,636	八幡市
⑪ 城陽	1,940	城陽市
⑫ 久御山	1,360	久世郡久御山町
⑬ 宇治	2,575	宇治市
⑭ 向島	813	京都市
⑮ 京都南	2,236	京都市
⑯ 大山崎町淀川水系	107	長岡京市
休猟区	面積(ha)	所在地
② 奥山田休猟区	1,167	相楽郡宇治田原町
③ 仙郷山休猟区	350	宇治市
オリエンテeringパーマネントコース		所在地
⑰ 宇治平等院		宇治市

凡例

-  事業予定地
-  鳥獣保護区
-  銃猟禁止区域
-  休猟区
-  オリエンテeringパーマネントコース
-  国有林

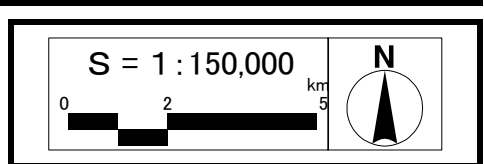
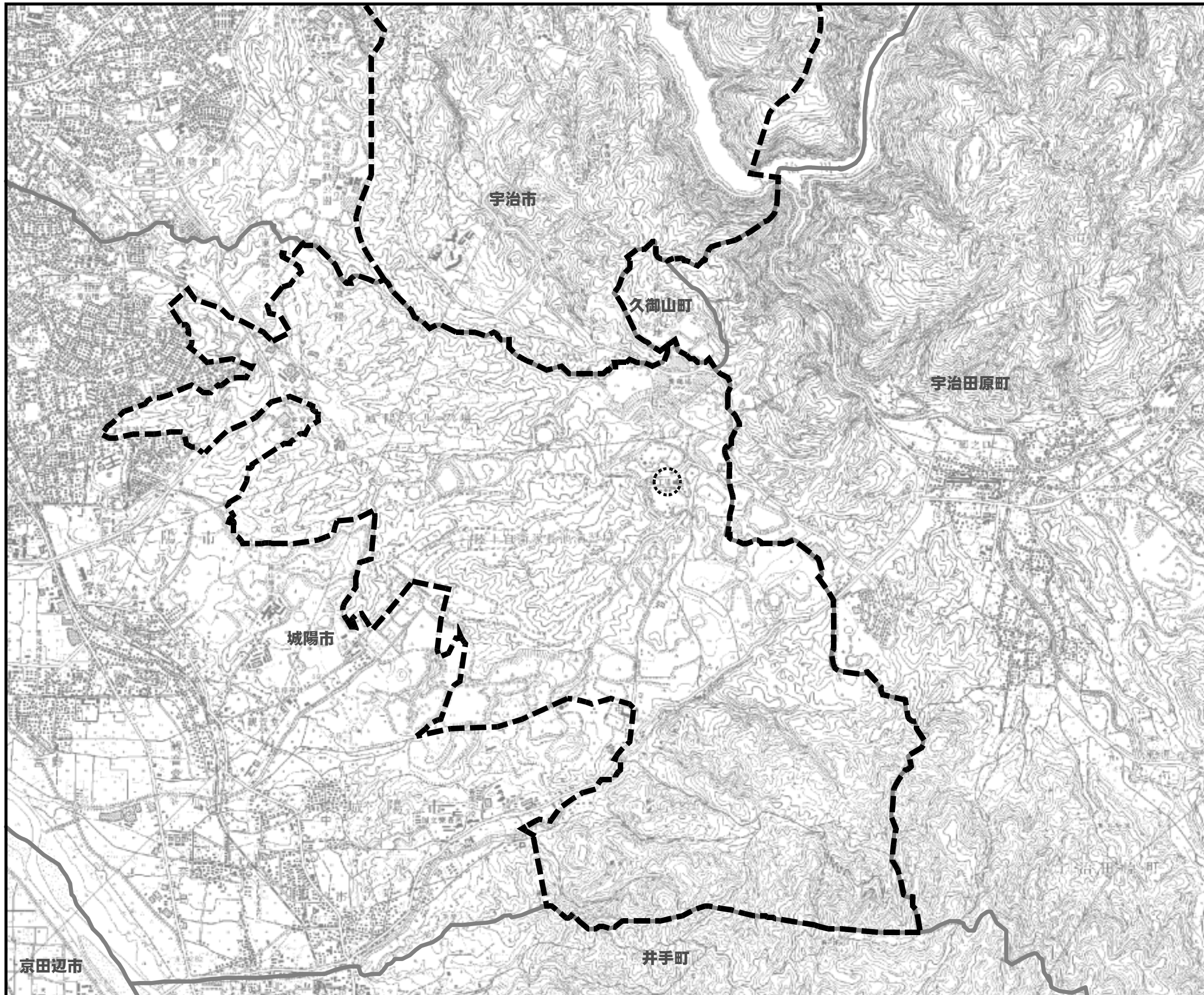




図2-2-2.11 鳥獣保護区等位置図

資料：「京都府鳥獣保護区等配置図」（平成14年度、京都府）



- 凡例
-  事業予定地
 -  近郊緑地保全区域
(城陽市及び宇治市)

資料：宇治土木事務所（平成14年）

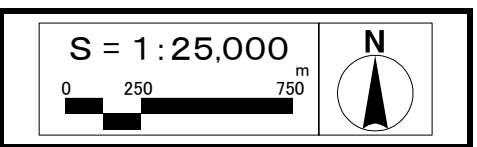


図2-2-2.12 近郊緑地保全区域図



凡例

- 生産緑地
- 市街化区域

注 : 平成14年11月現在
 資料 : 「宇治都市計画生産緑地地区の変更 平成14年度(-2) 縦覧図書」
 (平成14年、城陽市)

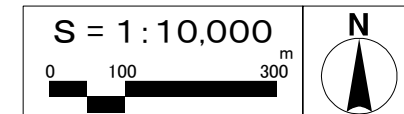


図2-2-2.13 城陽市長谷川周辺
 生産緑地位置図

2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び「京都府環境を守り育てる条例」(平成7年京都府条例第33号)に基づく規制基準等がある。

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表2-2-2.22に示す。

表2-2-2.22 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	事業との関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準(ダイオキシン類)	
	大気汚染防止法	排出基準・総量規制基準(硫黄酸化物)	
		排出基準(窒素酸化物、ばいじん、塩化水素)	
京都府環境を守り育てる条例	排出基準(敷地境界線、排出口)		
騒音	環境基本法	環境基準	×
	騒音規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
		要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×
振動	振動規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×
		要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×
悪臭	悪臭防止法	規制地域・規制基準(敷地境界線、排出口、排水水)	
水質汚濁	環境基本法	環境基準(健康項目、生活環境項目)	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準(ダイオキシン類)	
	水質汚濁防止法	排水基準(一律基準、総量規制)	
		地下浸透基準	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制	
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準(上乘せ基準)	
	下水道法	下水道排除基準	×
京都府環境を守り育てる条例	排水基準 地下浸透基準		
土壌汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	
その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×

注：印をした水質汚濁の「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準(ダイオキシン類)には、水底の底質が含まれている

次に、項目別に地域等の指定及び規制の状況を示す。

大気環境

ア 大気汚染

(ア) 環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 2-2-2.23～表 2-2-2.26に示す。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類の 10 物質について定められている。

表2-2-2.23 大気の汚染に係る環境基準

昭和48年環境庁告示第25号

項目	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考：

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう

注：環境基準の評価方法には短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2つの方法が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められている
 短期的評価；測定を行った日についての1日平均値、8時間値または各1時間値を環境基準と比較して評価
 長期的評価；年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価

表2-2-2.24 二酸化窒素に係る環境基準

昭和53年環境庁告示第38号

項目	環境上の条件	測定方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない

注：二酸化窒素に係る環境基準の評価方法には長期的評価が定められている

長期的評価；年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（年間98%値）を環境基準と比較して評価

表2-2-2.25 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

平成9年環境庁告示第4号

項目	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	
備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない		

表2-2-2.26 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

平成11年環境庁告示第68号

項目	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考： 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない 2 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする		

(イ) 規制基準等

「大気汚染防止法」に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。本事業では焼却施設（廃棄物焼却炉）がばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質のうち塩化水素及び窒素酸化物が規制項目となっている。また、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上の工場又は事業場において総量規制基準が定められており、城陽市は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

各物質別の排出基準を表2-2-2.27～表2-2-2.30に示す。

表2-2-2.27 硫黄酸化物の規制基準(大気汚染防止法)

昭和46年厚生省・通産省令第1号
昭和52年京都府告示第610号

許容限度	
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q ：硫黄酸化物の量(Nm ³ /時) K ：地域ごとに定められた値(2.34*) 城陽市を含む地域では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される He ：補正された排出口の高さ(m)
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \times \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q ：許容排出量(Nm ³ /時) W ：昭和53年1月1日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量(重油換算kℓ/時) Wi ：昭和53年1月1日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量(重油換算kℓ/時) *総量規制基準は、重油に換算したものが0.3kℓ/時以上の場合に適用する

表2-2-2.28 ばいじんの排出基準(大気汚染防止法)

昭和46年厚生省・通産省令第1号

施設	規模	焼却能力(kg/時)	許容限度(g)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4,000以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中のばいじんの量とする 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量(g) O _n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O _s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする) C _s : JIS-Z-8808により測定されたばいじんの量(g)			

表2-2-2.29 有害物質(塩化水素)の排出基準(大気汚染防止法)

昭和46年厚生省・通産省令第1号

施設	規模	許容限度(mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の塩化水素の量とする 2 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : 塩化水素の量(mg) O _s : 排出ガス中の酸素濃度(%) C _s : JIS-K-0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量(mg)		

表2-2-2.30 有害物質(窒素酸化物)の排出基準(大気汚染防止法)

昭和46年厚生省・通産省令第1号

施設	規模	排出ガス量(万Nm ³ /時)	許容限度(cm ³)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却をおこなうもの(連続炉に限る。)	火格子面積が2m ² 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物もしくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(連続炉に限る。)		4未満	700
上記以外の廃棄物焼却炉		すべて 4以上	250
	連続炉 連続炉以外		
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の窒素酸化物の量とする 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : 窒素酸化物の量(cm ³) O _n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O _s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。) C _s : JIS-K-0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量(cm ³)			

注 : 斜線の網掛け部分は、本施設が該当するものを示す

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気排出基準が定められており、本事業では焼却施設(廃棄物焼却炉)が特定施設に該当する。ダイオキシン類の大気排出基準を表2-2-2.31に示す。

表2-2-2.31 ダイオキシン類の大気排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

平成11年総理府令第67号

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が50kg/時以上	4,000以上	0.1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : ダイオキシン類の量(ng-TEQ) O _n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12) O _s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。) C _s : 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量(ng-TEQ)			

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物処理施設の技術上の基準（以下、「構造基準」という。）及び一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下、「維持管理基準」という。）が定められており、焼却施設に該当するものの概要を表 2-2-2.32に示す。

表2-2-2.32 廃棄物焼却炉に係る構造基準・維持管理基準の概要(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

昭和46年厚生省令第35号

内容	
構造基準	外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ連続的に燃焼室に供給できる供給装置
	燃焼ガスが800 以上の状態でごみを焼却できる燃焼室
	燃焼ガスが800 以上の温度のまま燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室
	外気と遮断された燃焼室
	助燃設備（速やかに800 以上にし、保つ機能を有する）を備えた燃焼室
	必要な空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するもの）を設けた燃焼室
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200 以下に冷却できる冷却設備
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（高度なばいじん除去機能を有するもの）
	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する装置
	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備（ただし、溶融設備を用いて溶融する場合はこの限りではない。）
	ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備
	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、次の要件を備えていること。 ・ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができる灰出し設備（溶融炉） ・溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等
維持管理基準	ピット・クーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合する。
	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。
	燃焼ガスの温度を800 以上に保つ。
	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却する。
	運転開始時は、助燃装置を作動させるとにより、炉温を速やかに上昇させる。
	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。
	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200 以下に冷却する。
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する。
	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼する。
	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する。
	排ガス中のダイオキシン類濃度が0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように焼却する。
	排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上、測定・記録する。また、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（SOx, ばいじん, HCl, NOx）を六ヶ月に一回以上、測定・記録する。
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	
ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。 ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、灰出し設備（溶融炉）に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ。 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備える。	

「京都府環境を守り育てる条例」（以下、「府条例」という。）では、「大気汚染防止法」上の対象施設や対象物質を拡大することにより、規制の強化が図られている。本事業に関しては、敷地境界線上及び排出口の規制基準が適用される。ただし、施設からの排ガスに対し、「大気汚染防止法」で有害物質として規制されている塩化水素については適用が除外されている。府条例に基づく有害物質の排出基準を表2-2-2.33に示す。

表2-2-2.33 有害物質の排出基準(京都府環境を守り育てる条例)

平成7年京都府条例第33号

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として0.2ミリグラム	亜鉛として20ミリグラム
アクリルアルデヒド	0.003立方センチメートル	0.3立方センチメートル
アクリロニトリル	0.07立方センチメートル	7立方センチメートル
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして0.003ミリグラム	アンチモンとして0.3ミリグラム
アンモニア	1立方センチメートル	100立方センチメートル
塩化水素	0.2立方センチメートル	本焼却施設は適用除外
塩化ビニル	0.1立方センチメートル	10立方センチメートル
塩素	0.03立方センチメートル	3立方センチメートル
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.002ミリグラム	カドミウムとして0.2ミリグラム
キシレン	3立方センチメートル	300立方センチメートル
クロム及びその化合物	クロムとして0.002ミリグラム	クロムとして0.2ミリグラム
クロロホルム	0.3立方センチメートル	30立方センチメートル
シアン化水素及びシアン化合物	シアン化物イオンとして0.2ミリグラム	シアン化物イオンとして20ミリグラム
ジクロロメタン	2立方センチメートル	200立方センチメートル
臭素	0.003立方センチメートル	0.3立方センチメートル
水銀及びその化合物	水銀として0.002ミリグラム	水銀として0.2ミリグラム
すず及びその化合物	すずとして0.07ミリグラム	すずとして7ミリグラム
窒素酸化物 (燃焼により生成するものを除く。)	1立方センチメートル	100立方センチメートル
テトラクロロエチレン	2立方センチメートル	200立方センチメートル
銅及びその化合物	銅として0.003ミリグラム	銅として0.3ミリグラム
トリクロロエチレン	2立方センチメートル	200立方センチメートル
トルエン	2立方センチメートル	200立方センチメートル
鉛及びその化合物	鉛として0.003ミリグラム	鉛として0.3ミリグラム
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして0.03ミリグラム	ニッケルとして3ミリグラム
二硫化炭素	0.3立方センチメートル	30立方センチメートル
砒素及びその化合物	砒素として0.02ミリグラム	砒素として2ミリグラム
フェノール	0.2立方センチメートル	20立方センチメートル
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして0.05ミリグラム	弗化物イオンとして5ミリグラム
ベンゼン	0.3立方センチメートル	30立方センチメートル
ホスゲン	0.003立方センチメートル	0.3立方センチメートル
ホルムアルデヒド	0.02立方センチメートル	2立方センチメートル
マンガン及びその化合物	マンガンとして0.01ミリグラム	マンガンとして1ミリグラム
メタノール	7立方センチメートル	700立方センチメートル
メチルエチルケトン	3立方センチメートル	300立方センチメートル
硫化水素	0.3立方センチメートル	30立方センチメートル
硫酸	0.03ミリグラム	3ミリグラム

備考：
1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気1立方メートル中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の有害物質の量とする
2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5メートルの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする

イ 騒音

(ア) 環境基準

騒音に係る環境基準を表2-2-2.34に示す。

この基準は、一般地域及び道路に面する地域をA A地域からC地域に分類し、時間の区分（昼間及び夜間）ごとに基準値が定められている。

事業予定地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、いずれの区域にも指定されていない。

表2-2-2.34 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示第64号
昭和51年京都府告示第479号

[道路に面する地域以外の地域]

地域の類型		基準値	
		昼間（6～22時）	夜間（22～翌日6時）
A A	-	50dB(A)以下	40dB(A)以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	55dB(A)以下	45dB(A)以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）	60dB(A)以下	50dB(A)以下

注：地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

[道路に面する地域]

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～翌日6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB(A)以下	55dB(A)以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	60dB(A)以下
備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする		

基準値	
昼間（6～22時）	夜間（22～翌日6時）
70dB(A)以下	65dB(A)以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB(A)以下、夜間にあっては40dB(A)以下）によることができる	

注1：「幹線交通を担う道路」とは、「道路法」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって「都市計画法施行規則」第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう

注2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう

(イ) 規制基準等

「騒音規制法」に規定する特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を表 2-2-2.35、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2-2-2.36、自動車騒音の要請限度を表 2-2-2.37に示す。

この法律では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、第 2 条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、府知事が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

なお、府条例では「騒音規制法」で指定する特定施設に加えて、16 種の施設が特定施設として追加されている。

事業予定地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、いずれの区域にも指定されていない。

表2-2-2.35 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

昭和45年京都府告示第250号

区域の区分		昼間 (8～18時)	朝(6～8時) 夕(18～22時)	夜間 (22～翌日6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域	45dB(A)	40dB(A)	40dB(A)
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居 地域、準住居地域	50dB(A)	45dB(A)	40dB(A)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65dB(A)	55dB(A)	50dB(A)
第4種区域	工業地域、工業専用地域(久 御山町の区域のものに限 る。)	70dB(A)	60dB(A)	55dB(A)

注：地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

表2-2-2.36 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和43年厚生省・建設省告示第1号
昭和46年京都府告示第626号

特定建設作業の区分	騒音の 大きさの 許容限度	禁止される 作業時間	1日の 作業の 許容限度	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜 機を除く。)を使用する作業(くい打機をア -ソガ-と併用する作業を除く。)	85 dB(A)	第1号区域	第1号区域	6日以内	日曜日その 他の休日には行わない こと
2 びょう打機を使用する作業					
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連 続的に移動する作業にあつては、1日にお ける当該作業に係る2地点間の最大距離が 50mをこえない作業に限る。)					
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用い るものであって、その原動機の定格出力が 15kw以上のものに限る。)を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除 く。)					
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混 練機の混練重量が200kg以上のものに限 る。)を設けて行なう作業(例外を製造する ためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を 除く。)					
6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒 音を発生しないものとして環境大臣が指 定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw以上のものに限る。)を使用する作業					
7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさ の騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力 が70kw以上のものに限る。)を使用する作 業					
8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの 騒音を発生しないものとして環境大臣が 指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw以上のものに限る。)を使用する作業					
備考： 1 第1号区域とは、規制区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用区域、第1種中高層住居専用区域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制区域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制区域のうち、第1号区域以外の区域をいう 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く 3 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く					

注：地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

表2-2-2.37 自動車騒音の要請限度

平成12年総理府令第15号
平成12年京都府告示第171号

区域の区分		昼間 (6～22時)	夜間 (22～翌日6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	1車線を有する道路に面する区域	65dB(A) / 55dB(A)
		2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB(A) / 65dB(A)
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	1車線を有する道路に面する区域	65dB(A) / 55dB(A)
		2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB(A) / 70dB(A)
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。)	車線を有する道路に面する区域	75dB(A) / 70dB(A)
備考:上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB(A)、夜間においては70dB(A)とする			

注 : 地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

ウ 振動

振動については、環境基準は定められていない。

「振動規制法」に規定する特定工場等において発生する振動の規制に関する基準を表 2-2-2.38、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 2-2-2.39、道路交通振動の要請限度を表 2-2-2.40に示す。

この法律では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)における振動、第2条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、府知事が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

なお、府条例では「振動規制法」で指定する特定施設に加えて、8種の施設が特定施設として追加されている。

事業予定地は「都市計画法」に基づく用途地域の指定を受けてないため、いずれの区域も指定されていない。

表2-2-2.38 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

昭和53年京都府告示第3号

区域の区分		昼間 (8～19時)	夜間 (19～翌日8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。)	65dB	60dB

注：地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

表2-2-2.39 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和51年総理府令第58号

昭和53年京都府告示第4号

特定建設作業の区分	振動の 大きさの 許容限度	禁止 される 作業時間	1日の作業 の 許容限度	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、く い抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75 dB	第1号区域 午後7時から 翌日の 午前7時ま で 第2号区域 午後10時 から翌日 の午前6時 まで	第1号区域	6日以内	日曜日そ 他の休 日には行 わないこ と
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			10時間		
3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移 動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地 点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)			第2号区域		
4 ブレーカ(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地 点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当 該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業 に限る。)					
備考： 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場の騒音の指定地域の区分が第1種区域、第 2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患 者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう					

表2-2-2.40 道路交通振動の要請限度

昭和51年総理府令第58号

昭和53年京都府告示第5号

区域の区分		昼間 (8～19時)	夜間 (19～翌日8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(久御山町の区域のものに限る。)	70dB	65dB

備考：
1 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等の振動の場合と同様である
2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする
3 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当り1回以上の測定を4時間以上行うものとする
4 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする

注：地域は「都市計画法」第8条第1項に規定されたもの

工 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

「悪臭防止法」に基づく規制基準を表2-2-2.41に示す。

事業予定地はA地域に指定されている。

表2-2-2.41 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]		昭和51年京都府告示第20号			
項目	許容限度(ppm)		項目	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域		A地域	B地域
アンモニア	1	5	イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.01	イソブタノール	0.9	20
硫化水素	0.02	0.2	酢酸エチル	3	20
硫化メチル	0.01	0.2	メチルイソブチレトン	1	6
二硫化メチル	0.009	0.1	トルエン	10	60
トリメチルアミン	0.005	0.07	スチレン	0.4	2
アセトアルデヒド	0.05	0.5	キシレン	1	5
プロピルオキシアルデヒド	0.05	0.5	プロピル酸	0.03	0.2
ルナルブチルアルデヒド	0.009	0.08	ルナル酪酸	0.001	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	ルナル吉草酸	0.0009	0.004
ルナルバレルアルデヒド	0.009	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.01

[排出口]	
特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ q : 流量(Nm ³ /時) H _e : 補正された排出口の高さ(m) C _m : 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(ppm)	
規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピルオキシアルデヒド、ルナルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ルナルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチレトン、トルエン、キシレン

[排水水]			
項目	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度(mg/ℓ)	
		A地域	B地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.032	0.16
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.0068	0.034
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.00142	0.0071
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.112	1.12
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.024	0.24
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.0052	0.052
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.32	6.4
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.069	1.38
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.014	0.28
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.567	6.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.126	1.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.0261	0.29

注 : 斜線の網掛け部分は、本施設に該当する基準値を示す

水環境

ア 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2-2.42～表 2-2-2.43 に示す。

この基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。前者は全公共用水域に適用される基準であり重金属、有機塩素化合物及び農薬類の 26 項目、後者は生活環境保全のため、公共用水域を水利用の状況を考慮し A A から E までの 6 ランクに分類し、5 項目について定めている。事業予定地周辺では、長谷川の流れ込む木津川が A 類型に指定されている。

また、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は表 2-2-2.44 に示すとおりで、水質（水底の底質の汚染を除く。）が年間平均値 1pg-TEQ/ℓ以下、水底の底質が 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、前述した人の健康の保護に関する環境基準と同様の項目及び基準値が定められている。なお、ダイオキシン類についても同様に公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準が地下水に適用されている。

表2-2-2.42 人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域：昭和46年環境庁告示第59号
地下水：平成 9年環境庁告示第10号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
備考： 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする 2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう 3 海域については、「ふっ素」及び「ほう素」の基準値を適用しない			

表2-2-2.43 生活環境の保全に関する環境基準

[河川（湖沼を除く）]

昭和46年環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	-

備考：
 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる)
 3 利用目的の適応性は以下の通りである
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表2-2-2.44 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

平成11年環境庁告示第68号

項目	基準値	
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考：
 1 水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする
 2 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする

イ 規制基準等

「水質汚濁防止法」では、汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めており、本事業では一般廃棄物処理施設である焼却施設が特定施設に該当する。排水基準は、国で定める一律基準と京都府の条例で定める上乘せ基準があり、一律基準は「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）（以下、「排水基準令」という。）により定められ、原則として有害物質はすべての特定事業場に、生活項目は日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用され、上乘せ基準は「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（昭和50年京都府条例第33号）で定められ、業種別、排水規模別により厳しい排水基準を設けるとともに、生活項目に対する裾切りを一部日平均排出量30m³に縮小している。「水質汚濁防止法」に基づく排水基準を表2-2-2.45に示す。

また、「水質汚濁防止法」により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、日平均排水量50m³以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、事業予定地を含む城陽市が総量規制の指定地域に指定されている。本事業においては、公共用水域に排出する水量が日最大で50m³以上となる場合には「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律110号）によって表2-2-2.46に示す化学的酸素要求量の総量規制基準が、日平均で50m³以上となる場合には、同表に示す窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準が適用される。

また、本事業では、排水処理設備において埋立処分地の浸出水も処理する計画であるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物の最終処分場に係る構造基準及び維持管理基準により、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する浸出液処理施設と同等以上の性能を有する排水処理設備を設置する必要がある。浸出液処理施設に適用される排水基準を表2-2-2.47に示す。この基準は、排水基準令の生活項目に対する裾切りを除外しているほか、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量の基準値を厳しくし、ダイオキシン類の基準値を加えている。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、水質排出基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、表2-2-2.48に示すダイオキシン類の水質排出基準が定められており、本事業においては溶融固化物の貯留設備が水質排出基準対象施設に該当する。

府条例では、対象施設や対象物質を「水質汚濁防止法」よりも拡大することによって、規制の強化が図られている。本事業は「水質汚濁防止法」に規定する特定施設に該当するため府条例に規定する特定施設にも該当し、「水質汚濁防止法」に定める規制項目以外の項目について規制基準が適用される。府条例に基づく汚水に係る排水基準を表2-2-2.49に示す。

表2-2-2.45 水質汚濁物質の排水基準(水質汚濁防止法)

昭和46年総理府令第35号
昭和50年京都府条例第33号

[有害物質]

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ (カドミウム)	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ (シアン)	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNに限る。)	1 mg/ℓ	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ (鉛)	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ (六価クロム)	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ (砒素)	チウラム	0.06 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ (水銀)	シマジン	0.03 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ (セレン)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ (ほう素)
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ (ふっ素)
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ		

備考：
1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう
2 許容限度の欄の()内表記は、許容限度の値が()内の物質としての濃度であることを示す

[生活項目]

項目	許容限度	
	日平均排水量 30m ³ 以上50m ³ 未満	日平均排水量 50m ³ 以上500m ³ 未満
水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	160(日間平均120)mg/ℓ	100(日間平均80)mg/ℓ
浮遊物質	150(日間平均120)mg/ℓ	
ノルマルヘキサン 鉱油類含有量	-	5 mg/ℓ
抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	-	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	1 mg/ℓ	
銅含有量	-	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	-	5 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	-	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	-	10 mg/ℓ
クロム含有量	-	2 mg/ℓ
大腸菌群数	-	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	-	120(日間平均60)mg/ℓ
燐含有量	-	16(日間平均 8)mg/ℓ

備考：
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである
2 この表に掲げる排水基準は、一日当りの平均的な排水の量が30m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する

表2-2-2.46 総量規制基準(水質汚濁防止法)

昭和46年総理府・通産省令第46号
 平成14年京都府告示第397号
 平成14年京都府告示第398号
 平成14年京都府告示第399号

項目	許容汚濁負荷量											
化学的酸素要求量	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$ <p>Lc : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) Ccj, Cci, Cco : 業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量(mg/ℓ) (= 備考欄の表参照) Qcj : 平成3年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m³/日) Qci : 昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(Qcjは除く)(m³/日) Qco : 特定排出水の量(QcjとQciは除く)(m³/日)</p>											
	<p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用する 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める Ccj, Cci, Ccoの値は、下表に示すとおりである <table border="1" data-bbox="279 824 1077 945"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cco</th> <th>Cci</th> <th>Ccj</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cco	Cci	Ccj	ごみ処理業	70	40	40	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	80	50
業種その他の区分	Cco	Cci	Ccj									
ごみ処理業	70	40	40									
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	80	50	50									
窒素含有量	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$ <p>Ln : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) Cni, Cno : 業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量(mg/ℓ) (= 備考欄の表参照) Qni : 平成14年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m³/日) Qno : 特定排出水の量(Qniは除く)(m³/日)</p>											
	<p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用する 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める Cni, Cnoの値は、下表に示すとおりである <table border="1" data-bbox="279 1321 976 1442"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cno</th> <th>Cni</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>35</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cno	Cni	ごみ処理業	35	25	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	60	50		
業種その他の区分	Cno	Cni										
ごみ処理業	35	25										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	60	50										
りん含有量	$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$ <p>Lp : 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) Cpi, Cpo : 業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量(mg/ℓ) (= 備考欄の表参照) Qpi : 平成14年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(m³/日) Qpo : 特定排出水の量(Qpiは除く)(m³/日)</p>											
	<p>備考 :</p> <ol style="list-style-type: none"> この表に掲げる許容汚濁負荷量は、一日当りの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用する 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める Cpi, Cpoの値は、下表に示すとおりである <table border="1" data-bbox="279 1814 976 1935"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cpo</th> <th>Cpi</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cpo	Cpi	ごみ処理業	4	2	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	8	6		
業種その他の区分	Cpo	Cpi										
ごみ処理業	4	2										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (処理対象人員201人以上のものを除く)	8	6										

注 : 化学的酸素要求量については、一日あたりの最大排出水量が50m³以上となる場合、「瀬戸内海環境保全特別措置法」により、総量規制基準が適用される

表2-2-2.47 最終処分場の放流水に係る排水基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

昭和52年総理府令・厚生省令第1号

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ (カドミウム)	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ (シアン)	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE PNに限る。)	1 mg/ℓ	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ (鉛)	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ (六価クロム)	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ (砒素)	チウラム	0.06 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ (水銀)	シマジン	0.03 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ (セレン)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ (ほう素)
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ (ふっ素)
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ	亜鉛含有量	5 mg/ℓ
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以上8.6以下	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
生物化学的酸素要求量	60 mg/ℓ	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
浮遊物質	60 mg/ℓ	クロム含有量	2 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/ℓ	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
抽出物質含有量	30 mg/ℓ	窒素含有量	120 (日間平均60)mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ	燐含有量	16 (日間平均 8)mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ		
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ		
備考： 1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう 2 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである			

表2-2-2.48 ダイオキシン類の水質排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

平成11年総理府令第67号

項目	許容限度
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ

表2-2-2.49 汚水に係る排水基準（京都府環境を守り育てる条例）

平成7年京都府条例第33号

項目	許容限度
	日平均排水量50m ³ 以上500m ³ 未満の施設
ニッケル含有量	2 mg/ℓ

備考：この表の基準は、A区域（木津川水域を含む区域）に水を排出し、下水道整備地域に属さない地域にある既設特定工場等に適用する。また、日平均排水量が50m³に満たない場合は適用しない

土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準を表2-2-2.50に示す。

この基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものと設定されたものである。土壌環境機能のうち、水質の浄化及び地下水をかん養する機能を

保全する観点から、前記した水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目（現時点では、有機燐は水質汚濁に係る環境基準の項目ではなく、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は土壌の汚染に係る環境基準の項目に追加されていない）について水への溶出量の基準として定められたもの（溶出基準）と、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地においては、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について含有量の基準として定められたもの（農用地基準）がある。

また、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。（表 2-2-2.51参照）

表2-2-2.50 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年環境庁告示第46号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること
備考： 1 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環告46号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう 2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう 3 環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない	

表2-2-2.51 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

平成11年環境庁告示第68号

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	土壌1gにつき1,000pg-TEQ以下であること
備考： 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする 3 ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない	

その他

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）が定められている。

この法律では、第2条第2項及び第2項で定める指定化学物質を取り扱う第5項で定める業種の事業者は、排出量等の把握や情報の提供等を行うことが義務付けられている。

本事業では、同施行令（平成12年政令第138号）第3条に定める「一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）」及び第4条に定める「ダイオキシン類等対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置していること」等が該当している。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」において廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分を行う場合には、それらに含まれるダイオキシン類の量が「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定方法に関する省令」（平成12年厚生省令第1号）に示された基準（3ng-TEQ/g）以内となるように処理しなければならないこととされている。

3) 環境保全に関する計画等

京都府環境基本計画

京都府環境基本計画の概要を表2-2-2.52に示す。

京都府では、府環境行政のマスタ-プランとともに、将来あるべき環境像をどう目指していくのかを指し示すビジョンとしての役割を明確にするため京都府環境基本計画を策定している。

本計画策定後における環境行政の展開のなかで、本事業と関係あるものとしては、環境影響評価の推進、温室効果ガス排出の目標値等の設定、京都府ごみ処理広域化計画の策定、ダイオキシン独自調査等の実施等があげられる。

表2-2-2.52 京都府環境基本計画の概要

項目	概要
目標年度	21世紀半ば
長期的目標	環境の世紀を拓く環境先進地・京都の創造 すべての日常生活・事業活動における地球環境の保全 自然と人間との共生の確保 歴史的・文化的環境の保全 快適な環境の創造 環境負荷の少ない循環型社会の構築
計画の特徴	環境先進地をめざす進取の気概を強調 京都の特性・資源を生かした環境施策の方向を提起 わかりやすい数値目標の設定 施策推進を図る6つのリーディングプロジェクトを展開

京都地域公害防止計画

京都地域では、平成14年6月に環境大臣から策定指示を受け、京都地域公害防止計画を策定し、平成15年2月、同大臣の同意を受けて計画を実施している。京都地域公害防止計画の概要を表2-2-2.53に示す。

本組合管内では、事業予定地の位置する城陽市は計画対象地域ではないが、宇治市、久御山町は計画対象地域に含まれている。

表2-2-2.53 京都地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町
目標	各目標が平成18年度末を目途に達成されるよう努めることとしている。 大気汚染：環境基準の達成に努める。 地下水汚染：環境基準の達成に努める。 水質汚濁：第5次総量削減計画に基づき施策を促進する。 土壌汚染：土壌の汚染による健康被害が生じないように努める。 騒音：環境基準の達成状況の向上を図るとともに、要請限度を超過している地点については、その解消に努める。 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の向上を図る。 振動：要請限度を超過している地点については、その解消に努める。
計画の期間	平成14年度から18年度までの5年間
主要課題	・大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。 ・大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。
公害防止に関する施策	・移動発生源に係る対策として交通流・交通量対策、単体規制の強化、低公害車の普及促進に努める。 ・固定発生源に係る対策として「大気汚染防止法」、「京都府環境を守り育てる条例」に基づく規制、各種指針等に基づく指導を行う。 ・生活排水処理施設、下水道の整備による汚濁負荷量の削減、し尿処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入による排水水質の安定及び向上に努める。 ・バイパス等の整備、公共交通機関の整備利用を図る。 ・沿道対策として沿道に適した土地利用の誘導を図るとともに、道路緑化を行う。 ・道路構造対策として低騒音舗装、遮音壁の設置を行う。 ・地下水の定期モニタリング等による汚染状況の把握及び汚染対策を推進する。

京<きょう>と地球<アース(あす)>の共生計画

京と地球の共生計画の概要を表2-2-2.54に示す。

京都府では、平成8年に施行した府条例の中で、府民、事業者、行政の地球環境保全のための行動の指針を策定することとし、同年5月に「京都府地球環境保全行動計画検討会議」を設置し、平成9年3月に「京と地球の共生計画 - 京都府地球環境保全行動計画」を策定している。

このうち、京都議定書の採択を踏まえ、二酸化炭素等の温室効果ガスの具体的な削減目標を定めるとともに、その削減を図っていくための対策・行動を示した「京と地球の共生計画 - 地球温暖化対策推進版 - 」を平成11年3月に策定している。本事業ではエネルギーの有効利用等を図ることによって、温室効果ガスの排出削減に可能な範囲で努める計画となっている。

表2-2-2.54 京<きょう>と地球<アース(あす)>の共生計画の概要

項目	概要
趣旨	地球の温暖化等の地球環境問題は、日常生活や事業活動と大きく関わっており、人類の未来にとって大きな脅威となるため、京都府社会の構成員すべてが一体となって、大量生産、消費、廃棄型のライフスタイルや社会経済構造そのものを見直すための行動の指針を定めている。
目標	2010年を目標年度とし、持続的発展が可能な京都府社会の構築に向けて、府民、事業者、行政、観光旅行者等がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に、また、相互に協力しあって取り組むことにより、地球環境保全に努めることとしている。 二酸化炭素の排出削減目標としては、2010年度の二酸化炭素の排出量（総量及び1人当たり）を1990年度のレベルから12%削減する。「京都議定書」で対象とされた6種類の温室効果ガス排出総量を2010年度において1990年度に比べて8%削減する。
行動プログラム	省エネルギーの推進、ごみの減量化・リサイクルの推進、節水及び水の有効利用の推進、環境に配慮した適切な車の使用、環境に配慮した商品の利用、環境学習、環境保全の実践活動の推進、野生動植物や自然生態系の保全、新エネルギーの導入とエネルギー利用の効率化、建築物の省エネルギーの推進、環境に配慮した交通・物流体系の整備の推進、緑豊かな地域づくり、良好な水環境の保全と創造、自然豊かな地域づくり、環境に配慮した農林漁業の推進、リサイクルシステムの形成、環境に配慮した事業活動の形成、フロン回収の促進、国内における国際環境協力の推進、海外における国際環境協力の推進

総量削減計画（京都府）

総量削減計画（京都府）の概要を表2-2-2.55に示す。

本計画は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の3及び「水質汚濁防止法」第4条の3に基づき、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項に規定する区域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別削減目標量を達成するために定められた計画であり、昭和54年以来4次にわたる計画策定を経て、平成14年6月に第5次計画が策定されている。

本計画では従来の化学的酸素要求量（COD）のみならず、窒素、りんが対象項目に追加されている。

表2-2-2.55 総量削減計画（京都府）の概要

項目	概要
対象区域	化学的酸素要求量：「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域 窒素含有量及びりん含有量：「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに掲げる区域
目標年度	平成16年度
削減の目標量	発生源別の削減目標量は次のとおりとする。 1. 化学的酸素要求量 生活排水：16トン/日、産業排水：8トン/日、その他：2トン/日 2. 窒素含有量 生活排水：12トン/日、産業排水：4トン/日、その他：6トン/日 3. りん含有量 生活排水：1.1トン/日、産業排水：0.6トン/日、その他：0.2トン/日
削減目標量達成の方途	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設（下水道、その他の生活排水処理施設、し尿処理施設等）の整備等 総量規制基準の設定 その他の汚濁発生源に係る対策（生活排水対策、総量規制基準が適用されない事業場に対する対策、農地からの負荷削減対策、畜産排水対策） 教育、啓発等 その他汚濁負荷量の総量の削減に関して必要な事項（底質汚濁の除去等、監視体制の整備、調査研究の推進、中小企業の助成措置等）

瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画

瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画の概要を表2-2-2.56に示す。

本計画は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により京都府の区域（同法第5条第1に規定する関係府県のうち京都府の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定められたものであり、環境保全に係る対策を総合的にかつ計画的に推進するため政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、京都府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効率的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定されたものであり、昭和56年以来4次にわたる計画策定を経て、平成14年6月に第5次計画が策定されている。

表2-2-2.56 瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画の概要

項目	概要
計画の目標	<ol style="list-style-type: none"> 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目的とすること。 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その他有機物のたい積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講じられていること。 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮上し、あるいは海岸に漂着していないこと。
目標達成のため講じる施策	水質汚濁の防止、廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保、健全な水環境機能の維持・回復、下水道等の整備の促進、河床の汚泥の除去等、水質等の監視、環境保全に関する調査研究及び技術の開発、環境保全意識の普及及び住民参加の推進、環境教育・環境学習の推進、情報提供・広報の充実、広域的な連携の強化等

京都府ごみ処理広域化計画

京都府ごみ処理広域化計画の概要を表 2-2-2.57 に示す。

ごみの排出量の増大等ともなう最終処分場の逼迫、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみの適正処理を推進するにあたって、その課題に対応する必要性から、京都府では平成 11 年 3 月に「京都府ごみ処理広域化計画」（以下、「広域化計画」という。）を策定している。

広域化計画は、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲を府内 7 ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、市町村及び一部事務組合の意向を踏まえ、京都府が基本的な考え方を示したものである。広域化計画の期間としては、ダイオキシン類排出削減のための恒久対策及び既存のごみ焼却施設の耐用年数等を考慮し、概ね 20 年間（平成 11 年度～30 年度）としているが、今後の新たな法規制やごみ処理技術の進展、地域の状況変化等、必要に応じて見直しを行うこととされている。

なお、本組合の管内は「南部ブロック」地域とされ、管内 3 市 3 町に京田辺市を加えたブロックとなっている。

表2-2-2.57 京都府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
目的	京都府での今後のごみ処理施設及び最終処分場の整備の方向性を定め、各地域の実情に応じた適正なごみ処理体制を確立することを目的としたものである。
期間	概ね20年間（平成11年度～30年度）
基本方針	ごみの排出抑制と減量化を図り、その上でリユース、リサイクルが見込めず、やむを得ず排出するごみについて適切な中間処理、最終処分を行うため、以下のような方針により、環境負荷の少ない処理システムの構築を目指している。 <ul style="list-style-type: none">・ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底・ダイオキシン類の排出削減・焼却残さの高度処理対策・サーマルリサイクルの推進・最終処分場の確保対策・施設整備等のコスト縮減
広域化ブロック	複数の市町村等による共同処理体制が不可欠なことから、相互に連携して協力するための広域ブロックを設定して、計画を進めていくものである。府内では、丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽の7ブロックが設定されている。

京都府循環型社会推進計画

京都府循環型社会推進計画の概要を表2-2-2.58に示す。

京都府では、平成 15 年 3 月に「京都府循環型社会推進計画」を策定している。この計画は、京都府において、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示し、府民、事業者等が構成する自主的な活動団体（環境 N G O ・ 環境 N P O 等）、京都府、京都府内市町村等のすべての主体が、取り組んでいくための指針として策定されたものである。

表2-2-2.58 京都府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
趣旨	廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用等が促進された循環型社会の形成に向けて、基本的な方向を示し、府民・事業者・環境NPO・市町村・府等の各主体が取り組んでいく指針として策定
計画期間	平成14年度から平成22年度（中間目標年度：平成17年度）
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活様式を転換し、循環型社会の形成を促進 2 各主体の役割に応じた自主的な取組と協働取組の推進 3 発生抑制と再使用を重点的取組に位置づけ、再生利用を促進 4 経済活動の質の転換等による環境と経済との共生 5 廃棄物処理のルールとマナーを守る町づくり 6 府民、事業者等の取組意識の醸成

宇治市環境保全計画

宇治市環境保全計画の概要を表 2-2-2.59 に示す。

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」（昭和 51 年宇治市条例第 29 号）で示す「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全及びその確保」をめざし、環境保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進していくため平成 12 年に「宇治市環境保全計画」を策定している。

本計画では、地球環境の保全や資源循環型社会の構築等の実現に必要な環境行政を計画的・総合的に推進するため、望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けての施策の方針や事業を体系化し、市、市民、事業者がとるべき行動を明確に示している。

表2-2-2.59 宇治市環境保全計画の概要

項目	概要
環境の範囲	生活環境 : 大気、水質、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌 自然環境 : 動物、植物 都市環境 : 公園、緑地、都市施設、交通 歴史・文化環境 : 歴史・文化資源、観光資源、年中行事 資源の循環 : 廃棄物、水資源、光・熱エネルギー等 地球環境 : 地球温暖化、オゾン層、酸性雨、熱帯雨林等
計画の期間	中期目標：2000年から2010年 長期目標：21世紀半ば
内容	基本的視点：豊かな歴史・文化を市民生活に活かす、身近な自然を市民生活に活かす、地球環境を身近な生活から考え、取り組む 望ましい環境像：「歴史・文化」と「自然」を大切に、生活者の視点で創る環境 都市 宇治 基本目標：健康で安全に暮らせるまち（生活環境の保全）、豊かな自然とふれあえるまち（自然環境の保全）、やすらぎのある快適なまち（都市環境の創造）、豊かな歴史・文化とふれあえるまち（歴史・文化環境の保全・活用）、限られた資源を大切に、環境に負荷をかけないまち（資源の循環的な利用）、地球の未来を大切に、ともに取り組むまち（地球環境の保全、参加とパートナーシップ）

城陽市環境基本計画

城陽市環境基本計画の概要を表 2-2-2.60 に示す。

本計画は、平成 14 年 4 月 1 日に施行された「城陽市環境基本条例」（平成 13 年城陽

市条例第 25 号) に基づく環境の保全・創造に向けた施策を、将来にわたって総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成 15 年 3 月に策定されたものである。

表2-2-2.60 城陽市環境基本計画の概要

項目	概要
目的	この計画は、城陽市の良好な環境を再生、保全及び創造するための施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱を定める 市・市民・市民団体及び事業者が取り組むべき事項を明らかにすることを目的とする
対象とする環境の要素	生活：水質、その他公害、安心して暮らせる環境 自然：動植物、水環境、農地・農業、東部丘陵地 快適：交通・道路、緑化・自然とのふれあい、歴史文化、景観 循環：廃棄物、省エネルギー、水循環 参加：全員参加、環境に配慮した社会のしくみ、環境教育 地球環境：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
計画の期間	平成15年度から平成29年度
内容	<p>【望ましい環境像】 緑と太陽、やすらぎのまた・城陽</p> <p>【計画の基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全員参加と環境優先の認識 2. 自然と人との共生 3. 循環型で持続可能な社会 4. パートナーシップ 5. 地球環境保全 <p>【環境ビジョン】</p> <p>生活：安心・安全で健康に暮らせるまち 自然：多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち 快適：城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち 循環：循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち 参加：全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち 地球環境：地球環境を考えて地域で行動するまち</p>

(11) その他の事項

本組合における廃棄物処理施設の整備状況を表2-2-2.61、また、事業予定地周辺における本組合の廃棄物処理施設の位置を図2-2-2.14に示す。

平成 14 年現在で、本組合管内から排出される可燃ごみは、長谷山清掃工場及び折居清掃工場で焼却処理、粗大ごみは奥山リユースセンターで破碎等処理している。容器包装廃棄物の処理及び自転車や木製家具等の不要品の再生はリサイクルプラザで行われている。また、長谷山清掃工場内には小動物焼却施設を設置している。

長谷山清掃工場及び折居清掃工場から排出する焼却灰・飛灰については、大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬出し、奥山リユースセンター及びリサイクルプラザから排出する不燃物・プラスチック類、自己搬入されたごみ並びにし尿処理場から排出する汚泥焼却灰等資源化できないものについては、グリーンヒル三郷山(埋立処分地)又は(財)宇治廃棄物処理公社最終処分場へ搬出し、処分している。